

## 平成29年度 新規事業について

### 1 ひらく・楽しむ新聞力活用事業（新規事業）

#### （1）趣 旨

市内小・中学校に複数紙の新聞を配備し、児童生徒が気軽に新聞に触れ、活字情報に親しみながら、広い視野で物事を見つめる「知力」の醸成に資する。

#### （2）内 容

##### ①予算について

市教育委員会では、各小学校1校当たり2紙分（1か月6200円）、中学校1校当たり3紙分（9300円）の購読料及び新聞ホルダー購入経費（事業開始年度のみ）を負担する。購読する新聞は、各校がNIE加盟新聞社から選択する。

##### ②活用について

各学校では、授業における調べ学習の材料として活用することはもとより、休憩時間等において、児童生徒が自由に閲覧できる環境を工夫する。

### 2 スクールソーシャルワーカー活用事業（新規事業）

#### （1）趣 旨

いじめや不登校等、児童生徒が抱える課題を解決するため、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や、児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、相談体制の充実を図る。

#### （2）内 容

- ・中学校10校にスクールソーシャルワーカーを5人配置し、それ以外の小中学校は、要請に応じ派遣する。
- ・教育指導課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを一人配置し、スクールソーシャルワーカーの連絡調整をする。

### 3 学校図書館支援事業（拡充事業）

#### （1）趣 旨

学校図書館の業務を専門的に担当する学校司書を派遣し、学校図書館の活用と整備を推進することにより、児童生徒の確かな学力と豊かな心につながる読書環境の充実を図り、本に親しむまちづくりを推進する。

#### （2）内 容

- 指定校に学校司書を派遣し、各校の司書教諭と連携を図りながら学校図書館の業務を実施する。
- 学校司書は原則中学校区を中心とした定期派遣校3～4校を担当し、各校において週1回程度業務を行う。
- 平成29年度は新たに複数の学校司書を月1回程度派遣する「準定期派遣校」を指定する。



## 地区公民館建設事業進捗状況について

### 1 平成 28 年度事業について

- ・根城公民館 平成 29 年 3 月 6 日 本棟工事請負契約一部変更契約専決処分済  
平成 29 年 3 月 21 日 建設工事完了
- ・是川公民館 建設用地造成工事 工事期間 平成 28 年 12 月から 29 年 4 月まで

### 2. 平成 29 年度工事等予定について

- ・根城公民館 平成 29 年 4 月 11 日 落成式実施予定  
平成 29 年 4 月 12 日 供用開始  
現公民館解体工事 工事期間 平成 29 年 5 月から平成 29 年 8 月まで  
防火水槽建設工事 工事期間 平成 29 年 9 月から平成 29 年 12 月まで  
駐車場整備工事 工事期間 平成 30 年 1 月から平成 30 年 3 月まで
- ・是川公民館 平成 29 年 6 月議会 本契約  
平成 29 年度内 建設工事完了予定  
現公民館 鉄骨造二階建 延床面積 769.36 m<sup>2</sup>  
新公民館 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 911.87 m<sup>2</sup>



## 平成 28 年度八戸市民大学講座無作為抽出アンケートの結果について

1. 調査対象者：20 歳以上の市民から 1,000 人を無作為抽出
2. 調査方法：調査票の郵送発送、郵送回収
3. 実施時期：平成 28 年 10 月
4. 配付数：1,000 人
5. 回収数：388 人
6. 回収率：38.8%
7. 集計結果：別紙の通り

### 【結果の概要】

#### 問 1 性別

男性 180 人（約 46%）、女性 207 人（約 53%）、無回答 1 人。

#### 問 2 年齢

20 代 7%、30 代 11%、40 代 12%、50 代 21%、60 代 25%、70 代 15%、80 代以上 10%。

#### 問 3 職業

正規従業員 31%、非正規従業員 15%、自営業 7%、家事専業 19%、無職 23%など。

#### 問 4 市民大学講座を知っていたか？

「知らなかった」25%、「知っていたし受講したこともある」14%、「知っていたが受講したことはない」56%。

#### 問 5 「知っていたが受講したことはない」理由は？

「日時の都合がつかなかった」139 件（58%）、「興味があるテーマがなかった」43 件（18%）など。

#### 問 6 市民大学講座の情報の入手方法は？

広報はちのへ 213 件（35%）、ポスター 101 件（17%）、新聞 97 件（16%）など。

#### 問 7 受講しやすい曜日は？

土曜日 214 件（20%）、日曜日 202 件（19%）、水曜日 137 件（13%）など。

#### 問 8 イベント情報の入手方法は？

広報はちのへ 287 件（29%）、新聞 216 件（22%）、ポスター 139 件（14%）など。

#### 問 9 聴いてみたい分野は？

健康 162 件、医療・介護・看護 147 件、芸能人・著名人 115 件、文化（歴史含）111 件など。

#### クロス集計結果（グラフ参照）

- ・20 代・30 代は市民大学講座を「知らなかった」が過半数。
- ・20 代・30 代の情報入手方法は、他の年代に比べて、無料情報誌の割合が高い。→29 年度は市の Twitter や Facebook でも情報発信予定。無料情報誌への広告記事掲載については、29 年度の受講者数等を勘案し、30 年度予算への計上を検討予定。
- ・20 代～50 代は、土曜日・日曜日が受講しやすい。→29 年度は、土曜日の開催件数を増やす予定。

その他、小・中学校の夏休み中期間中に親子で参加できる内容の講演を早めの時間へ設定したり、第一講義の開始時間を例年より遅めに設定するなど、開催曜日、時間に変化を持たせ、受講者数の動向を注視していく。

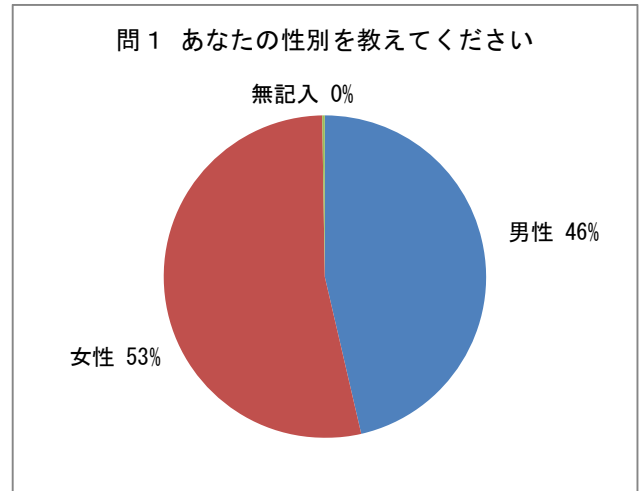


調査対象者: 20歳以上の市民から1,000人を無作為に抽出  
 調査方法: 郵送発送、郵送回収  
 調査実施時期: 平成28年10月  
 配付数: 1,000人  
 回収数: 388件  
 回収率: 38.8%

問1 あなたの性別を教えてください。

	項目	人数	%
1	男	180	46.39
2	女	207	53.35
3	無回答	1	0.26
	計	388	100.00

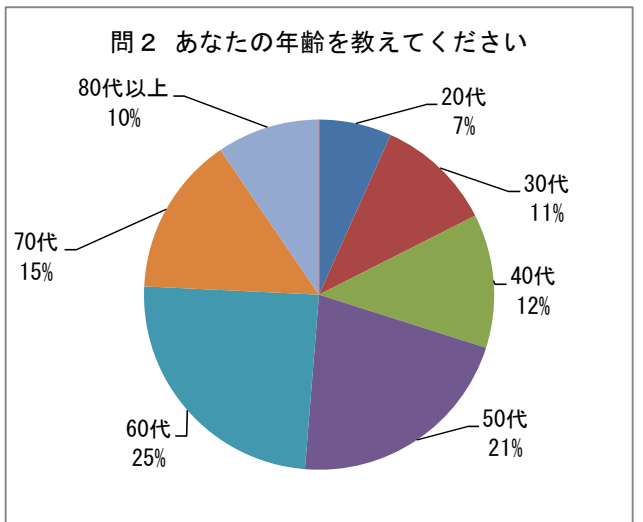
女性がやや多く53%、男性が46%である。



問2 あなたの年齢を教えてください。

	項目	人数	%
1	20代	26	6.70
2	30代	42	10.82
3	40代	48	12.37
4	50代	83	21.39
5	60代	95	24.48
6	70代	57	14.69
7	80代以上	37	9.54
8	無回答	0	0.00
	計	388	100.00

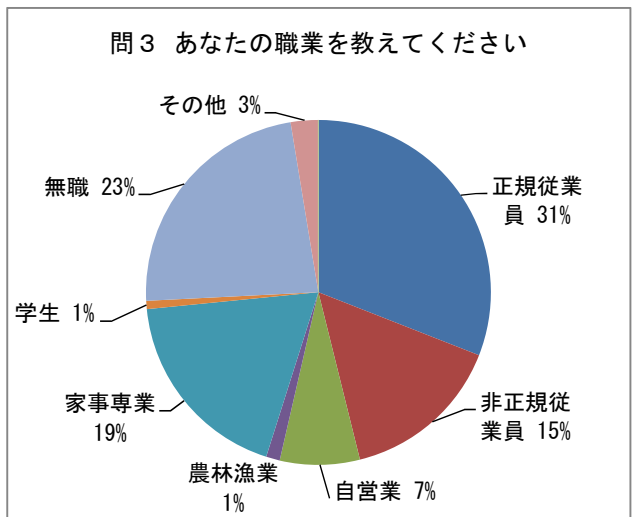
60代が最も多く24%、次いで50代21%、70代15%である。



問3 あなたの職業を教えてください。

	項目	人数	%
1	正規従業員	120	30.93
2	非正規従業員	59	15.21
3	自営業	29	7.47
4	農林漁業	5	1.29
5	家事専業	72	18.56
6	学生	3	0.77
7	無職	90	23.20
8	その他	10	2.58
9	無回答	0	0.00
	計	388	100.00

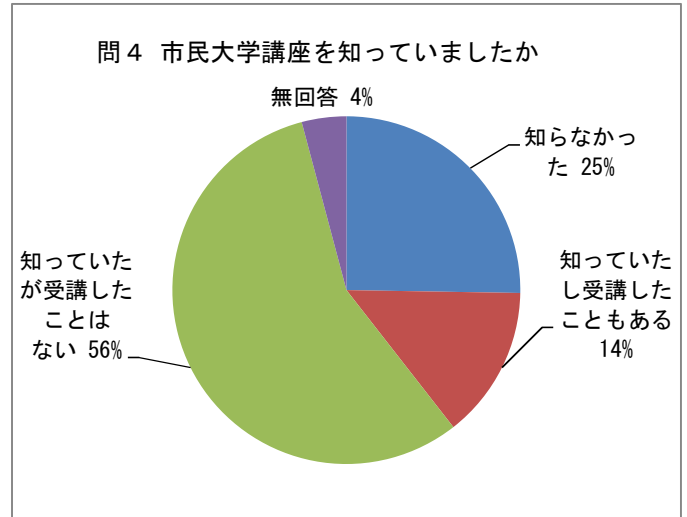
正規従業員が31%を占め、無職が23%と続く。



問4 市民大学講座を知っていましたか。

	項目	人数	%
1	知らなかった	98	25.26
2	知っていたし受講したこともある	55	14.18
3	知っていたが受講したことはない	219	56.44
4	無回答	16	4.12
	計	388	100.00

「知っていたが受講したことはない」が半数以上である。

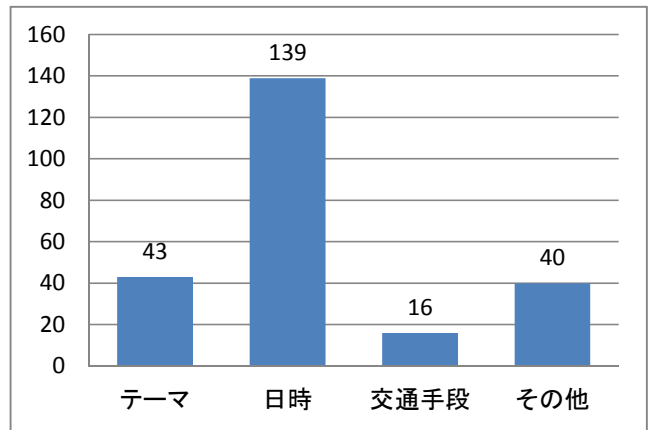


※問4で3と回答した方へ

問4-1 受講しなかった理由は何ですか。【複数回答可】

	項目	件数	%
1	興味があるテーマがなかった	43	18.07
2	日時の都合がなかった	139	58.40
3	交通手段がなかった	16	6.72
4	その他	40	16.81
	計	238	100.00

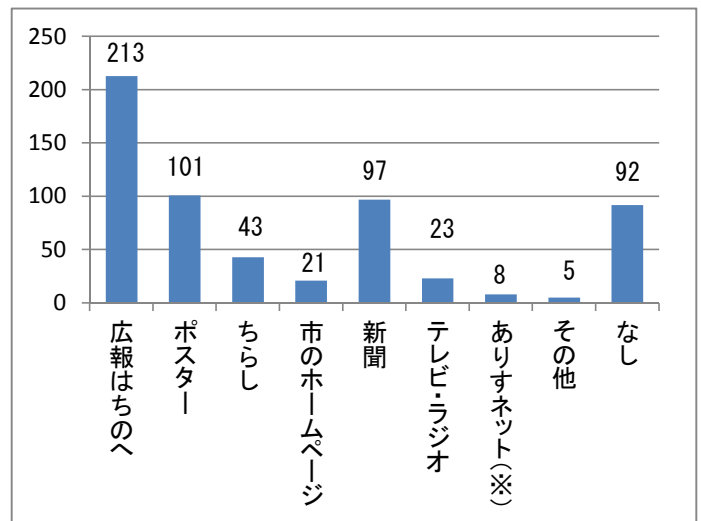
「日時が合わなかった」が58%である。  
「その他」の主なものは、「興味・関心がない」14件、「内容が良くわからない」6件である。



問5 市民大学講座に関する情報を得たものがあれば教えてください。【複数回答可】

	項目	件数	%
1	広報はちのへ	213	35.32
2	ポスター	101	16.75
3	ちらし	43	7.13
4	市のホームページ	21	3.48
5	新聞	97	16.09
6	テレビ・ラジオ	23	3.81
7	ありすネット(※)	8	1.33
8	その他	5	0.83
9	なし	92	15.26
	計	603	100

「広報はちのへ」が35%。「ポスター」が17%、「新聞」が16%だった。「その他」の主なものは、友人、家族、知人(各1件)であった。

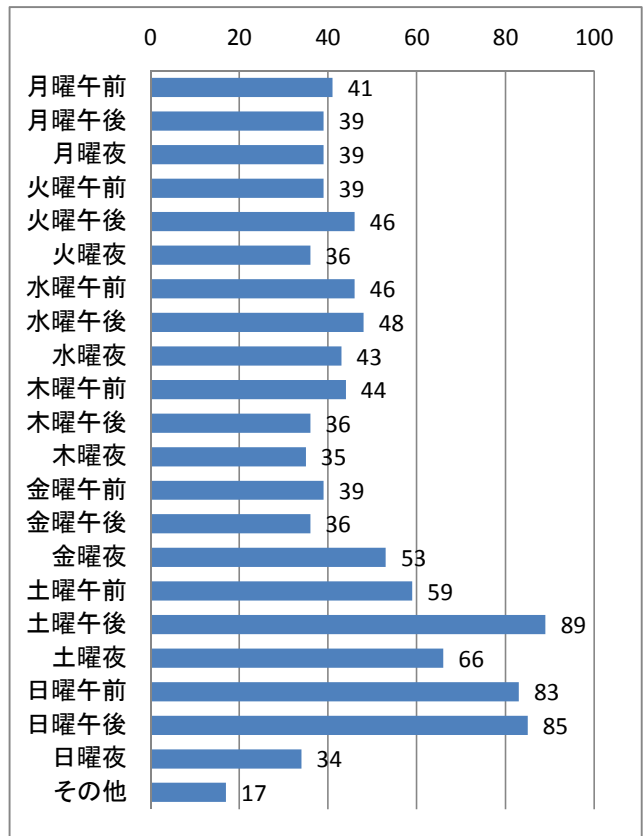


※ありすネット: あおもり県民カレッジ「ありすネット」(青森県学習情報提供システム)



問6 講演会などを受講しやすい曜日や時間帯はいつですか。【複数回答可】

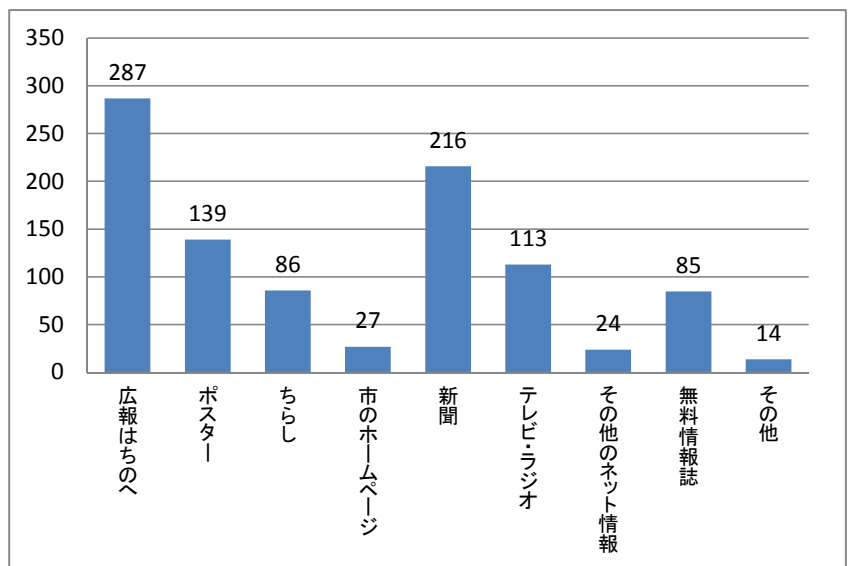
	曜日・時間帯	件数	%	件数	%
1	月曜午前	41	3.89	119	11.30
2	月曜午後	39	3.70		
3	月曜夜	39	3.70		
4	火曜午前	39	3.70	121	11.49
5	火曜午後	46	4.37		
6	火曜夜	36	3.42		
7	水曜午前	46	4.37	137	13.01
8	水曜午後	48	4.56		
9	水曜夜	43	4.08		
10	木曜午前	44	4.18	115	10.92
11	木曜午後	36	3.42		
12	木曜夜	35	3.32		
13	金曜午前	39	3.70	128	12.16
14	金曜午後	36	3.42		
15	金曜夜	53	5.03		
16	土曜午前	59	5.60	214	20.32
17	土曜午後	89	8.45		
18	土曜夜	66	6.27		
19	日曜午前	83	7.88	202	19.18
20	日曜午後	85	8.07		
21	日曜夜	34	3.23		
22	その他	17	1.61	17	1.61
	計	1,053	100.00	1,053	100.00



希望が多い順に「土曜日の午後」の89件、「日曜日の午後」85件、「日曜日の午前」83件と続く。月曜日から木曜日の夜では、水曜日の夜が最も多い。曜日別では、土曜日、日曜日、水曜日の順に多い。

問7 市内の行事・イベント情報を何から入手しますか。【複数回答可】

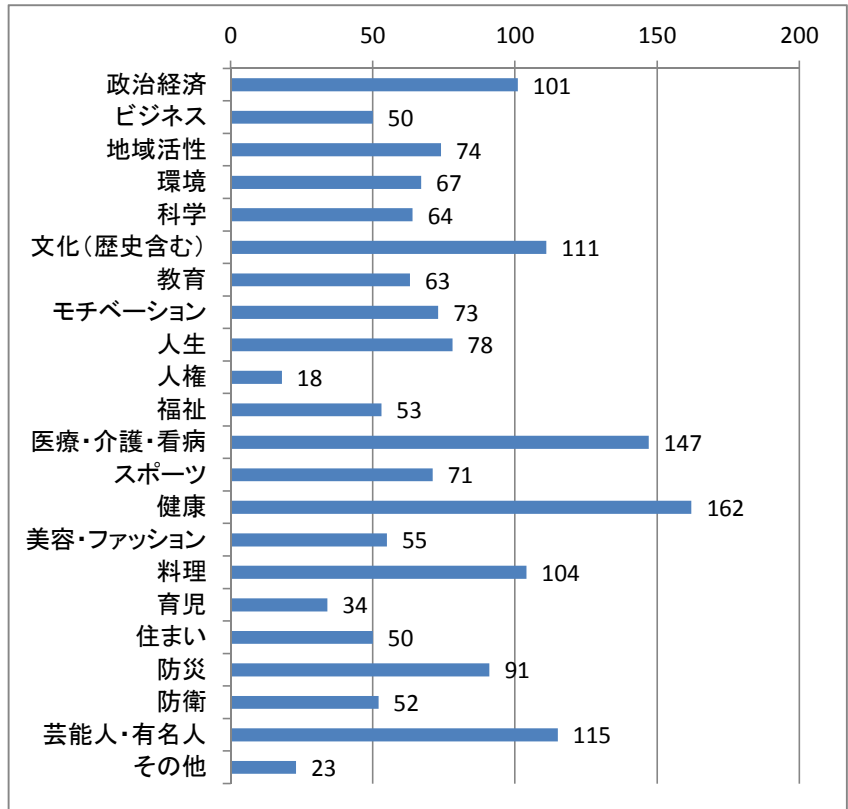
	項目	件数	%
1	広報はちのへ	287	28.96
2	ポスター	139	14.03
3	ちらし	86	8.68
4	市のホームページ	27	2.72
5	新聞	216	21.80
6	テレビ・ラジオ	113	11.40
7	その他のネット情報	24	2.42
8	無料情報誌	85	8.58
9	その他	14	1.41
	計	991	100.00



「広報はちのへ」、「新聞」、「ポスター」、「テレビ・ラジオ」の順であった。6位の「無料情報誌」（85件）が5位の「ちらし」（86件）とほぼ同数だった。「その他」では「口コミ」が7件あった。

問8 聴いてみたい分野は何ですか。【複数回答可】

	曜日・時間帯	件数	%
1	政治経済	101	6.10
2	ビジネス	50	3.02
3	地域活性	74	4.47
4	環境	67	4.05
5	科学	64	3.86
6	文化(歴史含む)	111	6.70
7	教育	63	3.80
8	モチベーション	73	4.41
9	人生	78	4.71
10	人権	18	1.09
11	福祉	53	3.20
12	医療・介護・看病	147	8.88
13	スポーツ	71	4.29
14	健康	162	9.78
15	美容・ファッション	55	3.32
16	料理	104	6.28
17	育児	34	2.05
18	住まい	50	3.02
19	防災	91	5.50
20	防衛	52	3.14
21	芸能人・有名人	115	6.94
22	その他	23	1.39
	計	1,656	100.00



希望が多い順に、「健康」、「医療・介護・看病」、「芸能人・有名人」、「文化(歴史含む)」、「料理」、「政治・経済」となっている。「その他」では、「登山家」「アウトドアライフ(防災に活用)」「八戸出身で活躍されている方や頑張っている方」「コンピュータ技術」「落語家」などがあつた。

## 八戸市民大学講座に関するアンケート

問1 あなたの性別を教えてください。

あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2 平成28年10月1日時点の、あなたの年齢を教えてください。

あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代  | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳代 | 6. 70歳代 | 7. 80歳以上 |         |

問3 あなたの職業を教えてください。

あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

- |  |
|--|
| 1. 正規従業員                                     |
| 2. 非正規従業員（非常勤・パート・アルバイトなど）                   |
| 3. 自営業（商工業・サービス業など）                          |
| 4. 農林漁業                                      |
| 5. 家事専業（主婦・主夫・家事手伝い）                         |
| 6. 学生  |
| 7. 無職  |
| 8. その他（ <span style="float: right;">）</span> |

問4 あなたは、「八戸市民大学講座」を知っていましたか。

1から3のうち、最も近い番号に1つだけ○をつけてください。

3に○をつけたかたは、①から④のうち、あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

1. 知らなかった
2. 知っていたし、受講したこともある
3. 知っていたが、受講したことはない→その理由をお教えてください。
  - ①受講したいと思えるようなテーマが無かった
  - ②日時の都合が合わなかった
  - ③会場までのよい交通手段がなかった
  - ④その他  
( )

問5 今年の春から現在まで、あなたが八戸市民大学講座に関する情報を得たものがあればお教えてください。

あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

1. 広報はちのへ
2. ポスター
3. ちらし
4. 市のホームページ
5. 新聞
6. テレビ・ラジオ
7. あおもり県民カレッジ「ありすネット」(青森県学習情報提供システム)
8. その他 ( )
9. なし

問6 あなたが講演会などを受講しやすい曜日や時間帯はいつですか。  
あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

1. 月曜日の午前
2. // の 昼～夕方
3. // の 夜間（午後6時以降。以下同じ）
4. 火曜日の午前
5. // の 昼～夕方
6. // の 夜間
7. 水曜日の午前
8. // の 昼～夕方
9. // の 夜間
10. 木曜日の午前
11. // の 昼～夕方
12. // の 夜間
13. 金曜日の午前
14. // の 昼～夕方
15. // の 夜間
16. 土曜日の午前
17. // の 昼～夕方
18. // の 夜間
19. 日曜日の午前
20. // の 昼～夕方
21. // の 夜間
22. その他（ )

問7 あなたは、八戸市内で行われる行事やイベントに関する情報をどのように得ていますか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

1. 広報はちのへ
2. ポスター
3. ちらし
4. 市のホームページ
5. 新聞
6. テレビ・ラジオ
7. その他のインターネット情報
8. はちのへ中心蔵ウエル、Plus+（プリュス）など、無料配布の情報紙（誌）
9. その他（ )

問 8 あなたが市民大学講座などの講演会で聴いてみたい分野はなんですか。  
あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

1. 政治・経済（世界情勢、日本経済、金融、今後の経済展望、TPP など）
2. ビジネス（組織論、リーダーシップ、コーチング、マネジメントなど）
3. 地域活性化・まちづくり・観光
4. 環境（環境問題、環境汚染、エコ、自然、環境ボランティアなど）
5. 科学（宇宙、海洋、脳科学など）
6. 文化（日本語、歴史、異文化、作家、画家、写真家など）
7. 教育（いじめ問題、生涯学習、グローバル人材育成など）
8. モチベーション（夢、挑戦、行動力、意識改革、気づき、逆境など）
9. 人生（夢の実現、自己実現、シニアライフ、ライフプランなど）
10. 人権（男女共同参画、子どもの人権、人権週間など）
11. 福祉（障がい、ボランティアなど）
12. 医療・介護・看病（闘病経験、がん、認知症、メンタルヘルスなど）
13. スポーツ（オリンピック、パラリンピック、メダリストなど）
14. 健康（体づくり、ウォーキングなど）
15. 美容・ファッション（アンチエイジング、メイクなど）
16. 料理（栄養バランス、食育など）
17. 育児（子育て、フリーター、ニートなど）
18. 住まい（デザイン、リフォーム、インテリアなど）
19. 防災（自然災害、危機管理など）
20. 防衛（日本周辺の防衛問題、自衛隊の災害派遣など）
21. 芸能人・著名人（タレント、アナウンサー、ジャーナリストなど）
22. その他（ ）

問 9 八戸市民大学講座について、ご意見等ありましたらご記入ください。

ご協力、ありがとうございます。

## 中堅教諭等資質向上研修実施要綱

八戸市教育委員会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 24 条の規定に基づく中堅教諭等資質向上研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 中堅教諭等資質向上研修の対象者（以下「研修対象者」という。）は、八戸市立の小学校、中学校の教諭等のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条に規定する国、地方公共団体及び学校法人の設置する学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）が、通算して 10 年を経過した者で、10 年経験者研修を受講していない者とする。

(在職期間の計算)

第 3 条 研修対象者の在職期間を計算するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間を当該在職期間に通算するものとする。
- (2) 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き 1 年以上あるときは、その期間の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。
  - ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条若しくは地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の規定による休職又は国家公務員法第 82 条若しくは地方公務員法第 29 条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間
  - イ 国家公務員法第 108 条の 6 第 1 項ただし書又は地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
  - ウ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をした期間
  - エ 国立大学法人の学校の教諭等として在職した期間について、アからウに規定する期間に準ずるものとして教育委員会が認める期間
  - オ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、ア又はウに規定する期間に準ずるものとして教育委員会が認める期間
  - カ その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

(対象外)

第4条 次の各号に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

- (1) 臨時的に任用された者
- (2) 平成28年3月31日までの間において実施された研修のうち、10年経験者研修に準ずる研修として県教育委員会が認めるものを受けた者
- (3) 国立大学の学長、国立学校の学校長、国立大学法人の学長若しくは学校長、他の都道府県教育委員会又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が実施した10年経験者研修を受けた者
- (4) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条各項の規定により任期を定めて採用された者
- (5) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された者
- (6) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有するもので、教育委員会が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要があると認める者
- (7) 人事交流により、他の校種へ異動している者

(研修実施期間)

第5条 中堅教諭等資質向上研修を実施する期間は、在職期間が10年を経過した日以後における最初の4月1日から1年間とする。

(研修内容)

第6条 研修対象者は、次の各号に掲げる研修を受講するものとし、その期間は各号に掲げる日数とする。

- (1) 長期休業期間（夏季、冬季等の休業日をいう。以下同じ。）等における校外での研修  
八戸市総合教育センター等が行う研修 年間12日
- (2) 課業期間（教育課程に基づいた授業を行う期間をいう。以下同じ。）における校内での研修  
授業実践を通じた授業研究、教材研究、特定課題研究等に関する研修 年間15日

(年間研修計画の作成等)

第7条 教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修に関する年間研修計画を定めるものとする。

- 2 年間研修計画には、長期休業期間等における校外での研修及び課業期間における校内での研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 教育委員会は、第1項に規定するもののほか、中堅教諭等資質向上研修に係る評価の観点を定めるものとする。



(評価及び研修計画)

第8条 校長は、評価の観点に基づき、研修対象者に係る評価案を作成するほか、研修対象者に係る研修計画案を作成し、教育委員会に提出するものとする。なお、これに当たっては、次に各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 研修対象者自身に自己評価を行わせ、研修対象者の中堅教諭等資質向上研修等に関する意見や希望を聴取するなどして、研修対象者自身に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させ、研修意欲を喚起させるとともに、研修内容をより適切なものとする。

(2) 研修計画案には、校外での研修との関連に配慮して、校内での研修の項目、時期その他必要な事項を記載すること。

2 教育委員会は、校長より提出された評価案及び研修計画案について必要な調整を行い研修対象者に係る評価及び研修計画を決定する。

3 校長は、教育委員会が決定した評価及び研修計画について、研修対象者自身が自らの課題を明確に認識して研修に取り組むよう、必要に応じて説明するものとする。

(研修報告書の提出)

第9条 校長は、研修報告書を教育委員会に提出するものとする。

(中堅教諭等資質向上研修連絡会議の開催)

第10条 教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて中堅教諭等資質向上研修連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、中堅教諭等資質向上研修に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(実施期日等)

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。ただし、平成29年3月31日までの10年経験者研修の実施については、県費負担教職員に対する研修の実施に関する協定書により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。



### 中堅教諭等資質向上研修実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>名称 <u>中堅教諭等資質向上研修実施要綱</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条の規定に基づく<u>中堅教諭等資質向上研修</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象) 第2条 <u>中堅教諭等資質向上研修の対象者</u>（以下「<u>研修対象者</u>」という。）は、八戸市立の小学校、中学校の教諭等のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する国、地方公共団体及び学校法人の設置する学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）が、通算して10年を経過した者で、10年経験者研修を受講していない者とする。</p> <p>(在職期間の計算) 第3条 <u>研修対象者</u>の在職期間を計算するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(対象外) 第4条 次の各号に掲げる者は、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>の対象から除くものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有するもので、教育委員会が当該者の経験の程度を勘案して<u>中堅教諭等資質向上研修</u>を実施する必要があると認める者</p> <p>(7) (略)</p>	<p>名称 10年経験者研修実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条の規定に基づく10年経験者研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象) 第2条 10年経験者研修の対象者（以下「<u>教職10年経験者</u>」という。）は、八戸市立の小学校、中学校の教諭等のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する国、地方公共団体及び学校法人の設置する学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）が、通算して10年を経過した者で、10年経験者研修を受講していない者とする。</p> <p>(在職期間の計算) 第3条 教職10年経験者の在職期間を計算するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(対象外) 第4条 次の各号に掲げる者は、10年経験者研修の対象から除くものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有するもので、教育委員会が当該者の経験の程度を勘案して10年経験者研修を実施する必要があると認める者</p> <p>(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(研修実施機関)  第5条 <u>中堅教諭等資質向上研修</u>を実施する期間は、在職期間が10年を経過した日以後における最初の4月1日から1年間とする。</p> <p>(研修内容)  第6条 <u>研修対象者</u>は、次の各号に掲げる研修を受講するものとし、その期間は各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(年間研修計画の作成等)  第7条 教育委員会は、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>に関する年間研修計画を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項に規定するもののほか、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>に係る評価の観点を決めるものとする。</p> <p>(評価及び研修計画)  第8条 校長は、評価の観点に基づき、<u>研修対象者</u>に係る評価案を作成するほか、<u>研修対象者</u>に係る研修計画案を作成し、教育委員会に提出するものとする。なお、これに当たっては、次に各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>研修対象者</u>自身に自己評価を行わせ、<u>研修対象者</u>の<u>中堅教諭等資質向上研修</u>等に関する意見や希望を聴取するなどして、<u>研修対象者</u>自身に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させ、<u>研修意欲</u>を喚起させるとともに、研修内容をより適切なものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(研修実施機関)  第5条 10年経験者研修を実施する期間は、在職期間が10年を経過した日以後における最初の4月1日から1年間とする。</p> <p>(研修内容)  第6条 教職10年経験者は、次の各号に掲げる研修を受講するものとし、その期間は各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(年間研修計画の作成等)  第7条 教育委員会は、10年経験者研修に関する年間研修計画を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項に規定するもののほか、教職10年経験者に係る評価の観点を決めるものとする。</p> <p>(評価及び研修計画)  第8条 校長は、評価の観点に基づき、10年経験者研修に係る評価案を作成するほか、当該経験者に係る研修計画案を作成し、教育委員会に提出するものとする。なお、これに当たっては、次に各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 教職10年経験者自身に自己評価を行わせ、当該経験者の10年経験者研修等に関する意見や希望を聴取するなどして、当該経験者自身に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させ、<u>研修意欲</u>を喚起させるとともに、研修内容をより適切なものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 教育委員会は、校長より提出された評価案及び研修計画案について必要な調整を行い<u>研修対象者</u>に係る評価及び研修計画を決定する。</p> <p>3 校長は、教育委員会が決定した評価及び研修計画について、<u>研修対象者</u>自身が自らの課題を明確に認識して研修に取り組むよう、必要に応じて説明するものとする。</p> <p>(研修報告書の提出) 第9条 (略)</p> <p>(中堅教諭等資質向上研修連絡会議の開催) 第10条 教育委員会は、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて<u>中堅教諭等資質向上研修連絡会議</u>を開催するものとする。</p> <p>(その他) 第11条 この要綱に定めるもののほか、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>2 教育委員会は、校長より提出された評価案及び研修計画案について必要な調整を行い10年経験者研修に係る評価及び研修計画を決定する。</p> <p>3 校長は、教育委員会が決定した評価及び研修計画について、教職10年経験者自身が自らの課題を明確に認識して研修に取り組むよう、必要に応じて説明するものとする。</p> <p>(研修報告書の提出) 第9条 (略)</p> <p>(10年経験者研修連絡会議の開催) 第10条 教育委員会は、10年経験者研修を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて10年経験者研修連絡会議を開催するものとする。</p> <p>(その他) 第11条 この要綱に定めるもののほか、10年経験者研修に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>